

「教育実践学論集」編集要領

平成16年 4月 1日
編集委員会決定
改正 平成20年 2月 6日

（投稿原稿の形式審査と受付通知）

- 1 編集委員会事務局は、投稿原稿を受け取ると、「投稿要領」の諸事項に従った原稿であるかどうかについて点検を行い、従っていない原稿については著者に修正・再提出を求める。
- 2 編集委員会は、前項の点検を経た投稿原稿が「投稿要領」の諸事項に従った原稿であるかどうかについて形式審査を行い、諸事項に従っている原稿のみ受け付ける。受け付けた原稿には論文番号を付し、原稿受付通知を出す。編集委員会が原稿を受け付けた日をもって原稿受付年月日とする。
- 3 原稿受付通知は、投稿申込書にある連絡先に送る。原稿受付通知には、受付年月日及び論文番号を記載する。

（原稿の処理）

- 4 投稿原稿が受け付けられると、直近の編集委員会において3名のレフェリーを決定し、依頼する。レフェリーには、投稿論文と同一又はできるだけ近い専門分野の、客観的な判断のできる識見のある研究者を選ぶ。また、投稿論文に関連する連合講座の編集委員1名が当該論文の担当編集委員となりレフェリーの意見の取りまとめ等を行う。
- 5 レフェリーは、論文審査報告書により、総合判定を編集委員会に報告する。
- 6 編集委員会は、3名のレフェリーの総合判定に基づき、当該論文を「掲載可」、「掲載不可」又は「修正再審査」のいずれかに決定し、次の処置をとる。

（1）掲載可の場合

編集委員会が、レフェリーの判定結果をもとに審議し、最終的に掲載を決定した日をもって原稿受理年月日とする。

編集委員会は、レフェリーの判定と意見を著者に送り、掲載可の連絡を行う。部分訂正が必要とされている場合は、編集委員会が提出された最終原稿の確認を行う。

（2）掲載不可の場合

編集委員会は、レフェリーの判定と意見を著者に送り、掲載不可の連絡を行う。

（3）修正再審査の場合

編集委員会は、レフェリーの判定と意見をつけて、投稿原稿を著者に返送し、修正再審査の連絡を行う。著者に返送後、1ヶ月を経過しても修正原稿あるいは反論が提出されないときは、投稿を辞退したものとみなす。また、修正原稿のページ数が、レフェリーの意見に基づく書き加え又は書き改めにより、投稿要領に定めるページ数を超えるときは、15ページを上限として、これを認めるものとする。

- 7 修正再審査の処置により、著者から1ヶ月以内に修正論文あるいは反論が提出されたときは、編集委員会は、レフェリーに当該修正論文あるいは反論の検討を求め、その検討結果を参考に審議し、最終的に「掲載可」又は「掲載不可」のいずれかに決定する。決定後の処置は、前項（1）又は（2）に準ずる。

(校正)

8 校正は著者の責任において行う。

9 校正は誤植の修正に限る。校正の際の書き加え，書き改めは原則として認めない。

(出版された論文の訂正)

10 出版された論文の印刷上のミスやこれに類する誤りは，明らかに判読できる場合を除き，正誤表 (Errata) として訂正する。正誤表を掲載するかどうかの決定は編集委員会が行う。

附 則

この要領は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成20年4月1日から施行する。